

2.13.1987 読売

### 「傍聴メモ」の可否判断は 裁判長の裁量権に

東京地裁

13.87  
2.13.87  
法廷でのメモを裁判長から不許可にされた傍聴人のアメリカ人弁護士が、憲法で保障された「表現の自由」や「裁判の公開」に反するとして国賠償を求めた「傍聴メモ訴訟」で、東京地裁民事五部の奥山興悦裁判長は十二日、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。判決で同裁判長は「裁判を傍聴できる自由は、（見聞くな）の（五感で裁判を認識する）だけで必要、十分でメモは補充行為にすぎず、その許可は法廷警察権を持つ裁判長の自由裁量に属する」との判断を示した。原告側は「この判決を不服として、直ちに控訴した。」

原告の米国シヤトル市在住のローレンス・レベタ弁護士（三喜）は、五十七年十月から日本の証券業界と法制を学ぶため、東京地裁で誠備グループの脱税事件の裁判を傍聴。その際、専門用語の理解が難しいことなどを理由に、七回にわたりメモの許可願を出したが、同地裁刑事二十部に不許可とされたため、違憲であると訴え出していた。

レベタ弁護士の話「日本の憲法や国際人権規約上、傍聴人のメモの権利は明確に認められているのに、これを否定

した判決はひどい。民主主義国家でメモを禁止しているのは日本ぐらい。なぜ、日本の裁判所が傍聴人のメモを禁止するのか」（解説9面）

ほとんどの方が卒業されており、  
通学 16日～20日間  
●往復交通費無料 ●個室無料開放中 ●免許ローンあり

入学案内 無料  
全日教  
卒業まで最速日数 自二中 ¥67,000円  
自二中型 9日 大型特殊 4日  
大型 東 10日 けん引 8日

各学校通称自由  
千葉・栃木・福島  
山形・石川・徳島  
福井・京都・鹿児島  
鳥取・大分・鹿児島  
島・宮崎の各県

東京本社 〒160 東京都新宿区新宿3-23-11  
都立一ビル5F  
03-352-5522代

滋賀 045-316-5522代  
所 022-263-5522代  
富山 076-263-5522代